平成２２年（フ）第１６２９号
札幌市東区北14条東15丁目３番21号
債務者　免田　和子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４０号
札幌市手稲区手稲本町４条２丁目２番４―204号
債務者　清藤あさみ
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２号
埼玉県東松山市神明町１丁目16番８号　エクセル東松山205
債務者　松﨑　悟
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２９号
埼玉県本庄市児玉町金屋1077番地１　倉林アパート２号
債務者　髙橋　良子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７号
千葉県山武市大木766番地15　ロイヤルコーポ201、申立時の住所千葉県山武市武勝543―２
債務者　澤口　力造
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７７号
神奈川県平塚市松風町28番38―102号　松栄ハイツ
債務者　坂上　忠
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４０号
神奈川県平塚市横内3907番地の４　メゾン湘南Ｂ―201
債務者　北原　昌宏
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７７号
神奈川県平塚市根坂間218番地の７　湘公ビル302号
債務者　竹本　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９２号
神奈川県小田原市城山２丁目15番５号
債務者　梶原　良延
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２７号
神奈川県平塚市東真土１丁目10番24―606号　ワコーレ平塚Ⅰ
債務者　遠藤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３０号
神奈川県平塚市東真土１丁目４番６―309号　カサグランデ湘南
債務者　木曽　裕作
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３９３号
神奈川県秦野市寿町６番４―907号
債務者　平野　雄三
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８号
三重県松阪市駅部田町153番地１
債務者　杉山たづ子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２０８号
香川県高松市亀田南町427番地１ニューピアパークⅡH101号
債務者　伊藤美津子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７７号
北海道岩見沢市６条東４丁目28番地１　ハイツ太幸Ⅱ―101号
債務者　菅原　直美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８５号
北海道夕張郡栗山町桜丘１丁目８番地
債務者　野呂　修介
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２９９号
神奈川県秦野市渋沢１丁目32番６号姉崎方
債務者　小野　博明
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部